

=お知らせ=

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」4月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車(株)	788	甲府東	名執モータース	774	南アルプス北
青柳自動車工業所	16	甲府西	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
(有) 笹本自動車整備工場	912	甲府西	保坂自動車	619	南巨摩北
(株) キリン自動車	411	甲府南	(有) 富士自動車	524	東八
(有) 大久保自動車工業	983	甲府南	米山自動車工場	629	東八
(有) 塩部モータース	189	甲府北	長田自動車整備工場	941	東八
山本自動車整備工場	699	韮崎	三富自動車工業	782	日下部
ボディーショップカサワ	986	韮崎	荻本自動車整備工場	1036	日下部
シキシマ自動車	1275	韮崎	塩山車検センター協同組合	987	塩山
カーショップ昭和	1277	市川	羽中田自動車工場	162	岳麓
富士自動車工業所	330	南アルプス南	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
望月自動車整備工場	343	南アルプス南	三浦自動車	955	岳麓
(株) オートサービス三金	559	南アルプス南	古久屋自動車	1009	大月
(有) 山口自動車	115	南アルプス北	(株) カネキ自動車	170	都留
第一自動車工業(株)	354	南アルプス北	コマタオートセンター	433	都留

令和3年度マイカ一点検キャンペーン・スローガンの決定について

標記キャンペーン・スローガンの募集につきましては、全国から16,025通の応募があり、選考委員会を開催して厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンが令和3年度のキャンペーン・スローガンとして決定した旨、通知がありましたのでお知らせします。

《スローガン》

『どこ行こう その日のために マイカ一点検』

「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」の一部改訂について

整備事業場において自動車ユーザーに対して「点検と予防整備の有効性の案内」及び「サービスメニューの提案」等を行う際に活用可能な「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」を平成26年度より振興会ホームページに掲載しておりますが、今般、令和3年4月1日からの自動車損害賠償責任保険料の改訂に伴い、当該資料のうち、「ユーザー向け点検・整備料金説明用資料」(乗用車編・貨物車編・二輪車編)の一部について掲載内容の改訂を行いましたのでお知らせします。

閲覧手順：『振興会ホームページトップページ』→『会員ページ』→『振興会からのお知らせ』
→『「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」はこれら』

※参考 今般改訂された内容(ユーザー向け点検・整備料金説明用資料の内の4ページ)

**¥ 章額・車検時請費用
自賠責保険料**

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（令和3年4月1日以降始期の契約に適用）（令和3年4月1日改定）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する標準料率（単位：円）

車種	保険期間														
	60ヶ月	48ヶ月	37ヶ月	36ヶ月	35ヶ月	25ヶ月	24ヶ月	23ヶ月	13ヶ月	12ヶ月	11ヶ月	1ヶ月			
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用								40,490	37,830	35,110	7,950			
	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
	A								103,500	93,120	85,800	12,560			
	B								79,690	74,260	68,930	10,990			
	C								61,040	56,830	52,530	9,530			
	D								38,660	35,950	31,930	7,790			
自家用乗用自動車		27,770	27,180	26,580	20,610	20,010	19,400	13,310	12,760	12,070	5,860				
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用								52,930	51,070	49,180	30,270	28,360	26,450	7,160
	自家用								36,860	35,630	34,380	21,840	20,580	19,310	5,510
	A								27,860	36,710	35,460	21,840	20,580	19,310	5,510
	B								13,240	12,630	12,020	5,950			
	C								103,500	93,120	85,800	12,560			
	D								79,690	74,260	68,930	10,990			
自家用乗用自動車		27,770	27,180	26,580	20,610	20,010	19,400	13,310	12,760	12,070	5,860				
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	営業用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに分れるもの	自家用								13,240	12,630	12,020	5,950			
離島大橋料金が2つに															

騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

本年度の標記検定は、次により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意下さい。

なお、当人は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしくお願ひします。

1. 日 時 5月27日（木）9：30～15：00
(受付 9:30～14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



有効期限を必ず確認！！

特定整備制度の施行に伴う指定自動車整備事業点検表の 改正について（指定工場の皆様へ）

今般、国土交通省より、令和2年4月からの特定整備制度の施行に伴い、「指定自動車整備事業点検表」を改正した旨、通知がありましたのでお知らせするとともに、振興会ホームページより次の手順で当該点検表のデータが、ダウンロード可能となっておりますのでご活用ください。

手順：『振興会ホームページトップページ』→『会員ページ』→『振興会からのお知らせ』
→『特定整備制度の施行に伴う指定自動車整備事業点検表ダウンロード』

※参考 新旧指定自動車整備事業点検表比較

【旧】点検表

【新】点検表

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者事業場管理責任者

指定番号		点検日		平成 年 月 日						実施者	実施者		
事業者名								軽量	kg以下		その他条件		
対象自動車		普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (車)	小四	小三	小二	軽	kg以下・未満	燃費等		
工 員 員 数 (人)	名	内 容							大特				
1級整備士※ 2級整備士※ 3級整備士※ 小計(A)名 % 1~3級整備士外の工具 名(B)の合計1/3以上は上記												登録登録保有率(A)/(B)	登録登録保有率(A)/(B)
												自 動 車 整 備 検 査 員	
												自 動 車 整 備 検 査 員	
												自 動 車 整 備 検 査 員	
												自 動 車 整 備 検 査 員	

2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

「他の事務に交付しないか

・確実に作業が実施されているか

内 容	内 容	
	内 容	内 容
5 完成検査が構内法令等に基づき確実に行われ、その記録が健美に指定登録簿に記録されているか	適	否
6 完成検査は工場で選択された自動車部品が運行しているか	適	否
1 自動車部品に変更がある時に切替処理がなされているか	適	否
2 毎年、自動車部品研究会に登録しているか	適	否
3 保安基準適合証印の印鑑の管理は健美に実施されているか	適	否

従業員にその内容が周知されているか

5	自転車(外に自転車置き場も設けた)をした向の車両で駐車を行っていないか	通	否
6	自動車運転者と車の正確性を行っているか、また、同一性が相違する車両に証明していないか	通	否
7	検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	通	否
8	操作者の業務の全過程を明らかにしているか	通	否
9	検査を行った自転車の車両自らの証明行為を行っているか	通	否
10	車両が自らの車両であることを証明する行為を行っていないか	通	否

い車両(不正改造等)に証明していないか

11	検査の日程と作業を記載しているか	過	否
12	検査の実施が障害によっていつの検査を行われてないか	過	否
13	検査用機器の能力が超えた場合の検査を、記載しているか	過	否
Ⅳ 検査用機器の確認			
1	指定整備機器簿の形式と適切に連携されているか	過	否
2	保安基準適合証及び車両登録証の記事事項の整合性はとれているか	過	否
3	点検、整備の検査及び修理の結果等が記載されているか	過	否
4	過去10年分の定期整備検査簿は適切に保管されているか	過	否
Ⅴ 検査用機器の検査			
1	1日前の定期検査と検査実行されているか	過	否
2	右内規に「いつ検査用機器の検査の定期点検が確実に行われているか	過	否
3	保管責任者の署名と適切に行われているか	過	否
4	検査用機器検査の正直・検査の有効期間は切れていないか	過	否
5	検査用機器検査の公正結果実績表は、適切に保管されているか	過	否

責任者が明確に任命されているか

業化されているか

8 電子停安室連絡合証を交付(保護情報を各登録情報整理履歴開へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	道	否
---	---	---

指定自動車整備事業 点検表

※審査者は役員又は役員に準ずる者(部門長＆事業場管理責任者等)

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい順で集計する

『不正改造車を排除する運動』について

令和3年6月1日（火）～6月30日（水）の1ヶ月間は

「不正改造車排除強化月間」

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、お知らせ致します。令和3年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、例年、会員の皆様に配布いたしております本運動のポスター及び不正改造排除マニュアルつきましては、諸般の事情により製作が遅れているため、FAINEに掲載されております不正改造車排除マニュアル（会報AMS 4月号参照）を、ご活用下さい。

【目的】

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,236万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は約37万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。また、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況である。

さらに、我が国の大気環境については、いずれの大気汚染物質においても改善がなされ、多くの観測地点で環境基準が達成されているものの、二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微少粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準が達成されていない地域が一部残っている状況である。

また、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、環境基準が達成されていない地域においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ多くの自動車交通騒音に関する苦情が寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところである。

このため、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率 70%未満）
- (5) 前面ガラスへの装飾板の装着

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし棒の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

3. 地方独自排除項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

なお、ディーゼル黒煙を悪化させる「燃料噴射ポンプの封印の取外し」の項目については、協議会構成団体の地方組織と協議のうえ、設定する。

4. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改防を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、F A I N E Sに掲載されております「不正改造車排除マニュアル」等を活用して下記事項を実施して下さい。

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - 適正な整備・改造の推進
 - 従業員に対する指導等
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等
 - 不正改造車に関する情報等の提供
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - 自主点検の実施

令和3年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
岳 麓	令和3年 6月 23日(水)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00～16:00
岳 麓	6月 25日(金)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00～16:00
岳 麓	6月 28日(月)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00～16:00
峡 北	8月 6日(金)	峡北自動車整備協業組合	10:00～16:00
南巨摩北	8月 11日(水)	午前 河西工業(有) 午後 (有)矢崎自動車整備工場	午前 10:00～12:00 午後 13:00～16:00
大 月	9月 22日(水)	小林自動車整備工場	10:00～16:00
甲 府 西	9月 28日(火)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
甲 府 西	9月 30日(木)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
東 八	令和4年 1月 18日(火)	振興会実習場	9:00～16:00
東 八	1月 19日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
東 八	1月 21日(金)	振興会実習場	9:00～16:00
甲 府 東	1月 26日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
南巨摩南	2月 2日(水)	各事業場巡回	10:00～16:00
上 野 原	2月 16日(水)	各事業場巡回	10:30～15:00

リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車台番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskai in)

②「国土交通省リコール情報」
ボタンをクリック

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し
「検索」ボタンをクリック



日本自動車整備振興会連合会

HOME サイトマップ ENGLISH

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

マイカーをお持ちの方向け

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

イベントの予定表はこちら

名称 &Ucar®契約（アンドユーカー契約）

OTHER SERVICE その他のサービス

自動車重量税等の減免について

次回自動車重量税額照会サービス

日整連チャンネルで動画の配信開始 YouTubeで公開中

リコール情報検索 ブラウザ上で確認できるWeb版となります

自動車整備技能登録試験のご案内

スキャナツール活用事業場認定制度のご案内

有償運送許可のための研修会開催予定

環境家計簿

グッドオアシスキャンペーン

中小企業等経営強化法事業分野別経営力向上機関

自動車不具合情報ホットライン

お知らせ一覧 本サイトのご利用について 個人情報等の取り扱いについて Copyright © Japan Automobile Service Promotion Association.

①日整連ホームページ下段へ

②「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車台番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック



車両リコール状況確認

メーカーを選択し
車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

検索する